

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令要綱

第1 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正  
地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）について、令和八年度における厚生年金の再評価率の改定に併せて地方議会議員の年金の額を改定すること。（第一条関係）

第2 令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正  
令和七年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）について、令和八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこと。（第二条関係）

第3 施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行すること。（附則関係）